

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

川口市社会福祉協議会では、女性職員を含め全ての職員が、職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために、次のような行動計画を定めました。

1. 期 間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 内 容

目標 短時間労働者については現状の残業時間を上限としながら、常勤職員・契約職員の残業時間を月平均10時間以内とする。

対策 ①毎週水曜日をノー残業デーとする。

②各課において職員の時間外労働数を把握し、時間外労働の多い職員について、所属長に対して業務の改善・見直し等を求め、長時間にわたる時間外労働の抑制を図る。